

# 議案参考資料

[平成 29 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

下水道課 業務係  
(新里支所)

地域振興整備課 建設係

## 議案名

議案第 15 号 桐生市下水道条例等の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

汚水処理に係る使用料について、受益者負担の原則から見直すとともに、市内における使用料体系を統一するため、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

### 1 使用料の改定

公共下水道、小規模汚水処理場及び農業集落排水処理施設における汚水処理費をそれぞれの使用料収入で賄うことができるよう、使用料額を見直し、激変緩和の観点から段階的に改定します。

また、現状では、桐生地区(新里町及び黒保根町を除く桐生市の区域)と新里地区の使用料は、それぞれ異なった使用料体系となっていますが、公平性の観点から、平成 30 年 10 月以降の使用料を統一します。

【使用料改定の概要】(消費税額を除く。) ※従量使用料は、立方メートル当たり単価

	使用料 (現行)	平成 29 年 10 月から (改定 1 段階)	平成 30 年 10 月から (改定 2 段階)	平成 32 年 4 月から (改定 3 段階)
桐生地区 (公共 下水道) ・ 小規模汚水	基本使用料(1 か月) 10 m <sup>3</sup> まで 750 円	基本使用料(1 か月) 10 m <sup>3</sup> まで 1,000 円		
	従量使用料 11~100 m <sup>3</sup> 76 円	従量使用料 11~100 m <sup>3</sup> 76 円		
	101~5,000 m <sup>3</sup> 77 円	101~5,000 m <sup>3</sup> 77 円		
	5,001 m <sup>3</sup> ~ 78 円	5,001 m <sup>3</sup> ~ 78 円		
新里地区 (公共 下水道)	基本使用料(1 か月) 10 m <sup>3</sup> まで 1,000 円			基本使用料(1 か月) 10 m <sup>3</sup> まで 1,000 円
	従量使用料 11~30 m <sup>3</sup> 110 円	基本使用料(1 か月) 10 m <sup>3</sup> まで 1,000 円		従量使用料 11 m <sup>3</sup> ~ 150 円
	31 m <sup>3</sup> ~ 150 円			
新里地区 (農業集落 排水)	基本使用料(2 か月) 20 m <sup>3</sup> まで 2,000 円	従量使用料 11 m <sup>3</sup> ~ 110 円	110 円	
	従量使用料 21~60 m <sup>3</sup> 110 円			
	61 m <sup>3</sup> ~ 150 円			

## 2 一部改正する条例

- (1) 桐生市下水道条例
- (2) 桐生市小規模汚水処理場設置条例
- (3) 桐生市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例

{	施行期日：	改定 1 段階	平成 29 年 10 月 1 日
		改定 2 段階	平成 30 年 10 月 1 日
		改定 3 段階	平成 32 年 4 月 1 日

### 背景・経過

桐生市の公共下水道及び小規模汚水処理場の使用料は平成 9 年に改定し、また、農業集落排水処理施設の使用料は平成 13 年に改定し、現在に至っておりますが、現在の使用料収入では汚水処理費を賄うことができず、不足分については一般会計からの繰入金により賄われている状況です。そのため、平成 32 年 4 月からの公共下水道事業の公営企業化に向け、収支の均衡を図ることが急務となっています。

また、平成 17 年の合併から 10 年以上が経過していますが、桐生地区と新里地区で使用料体系の統一がなされておらず、費用負担の公平性の観点からも不均衡を生じている状況になっています。

これらのことから、汚水処理に係る使用料を見直し、併せて市内の使用料体系を統一するため、桐生市下水道使用料審議会の答申を踏まえ、使用料の改定を行おうとするものです。